

第 2 回

総会議事録

日 時	令和 5 年 8 月 1 4 日（月）午前 9 時 3 0 分
場 所	山形市庁舎 1 0 階 委員会開催室

山形市農業委員会

総会委員名簿

令和5年7月20日現在

出欠	議席	氏 名	役 職 等
出	1	長澤 弘	
出	2	金子 祐一	運営委員
出	3	丹野 菊男	第3ブロック長
欠	4	今野 智夫	運営委員
出	5	阿部 芳徳	第2ブロック長
出	6	富田 理恵子	編集委員
出	7	井上 敏嗣	運営委員
出	8	伊藤 博良	第1ブロック長
出	9	森田 誠一	編集委員
出	10	安達 良一	農政委員会委員長
出	11	日下部 洋一	
出	12	推名 俊明	農政委員会副委員長 編集委員
出	13	安孫子 忠善	
出	14	後藤 英治	
欠	15	遠藤 紀江	編集委員会副委員長
出	16	川村 栄介	
出	17	鎌水 豊	
出	18	佐藤 清	
出	19	熊谷 智博	第4ブロック長
出	20	石川 富夫	運営委員
出	21	小松 武	編集委員
出	22	丹野 長利	
出	23	丸子 宏	会長職務代理者 編集委員会委員長
出	24	高橋 徳郎	会長

第2回総会（定例）

日 時：令和5年8月14日（月）

午前9時30分から

場 所：山形市役所 10階 委員会開催室

山形市農業委員会

第2回総会（定例）次第

1 開 会

2 挨 拶

3 議事録署名委員の選出及び書記の任命について

4 議 事

議第7号 農地法第3条の規定による許可申請について

議第8号 農地法第5条の規定による許可申請について

議第9号 山形市農業経営基盤強化促進基本構想の変更について（別冊）

5 報 告

（1）農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

（2）農地法第4条届出書の受理について

（3）農地法第5条届出書の受理について

（4）農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

（5）農地改良届出書の受理について

（6）農地改良完了報告書の受理について

（7）農地法第5条の規定による許可について

6 連絡事項

（1）次回の総会（定例）について 令和5年9月13日（水）

（2）次回の委員調査について 令和5年9月11日（月）

7 そ の 他

8 閉 会

第2回総会議事録

(令和5年8月14日(月) 市庁舎10階 委員会開催室)

出席委員 22名

欠席委員 2名

開 会 午前9時30分

事 務 局	現在の出席委員数をご報告いたします。 本日は、4番・今野 委員から欠席、15番・遠藤 委員から遅れる旨の連絡を受けております。 現在の在任委員数24名、出席委員数22名、欠席委員数2名で、出席委員数が過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の総会は成立しております。 なお、本日は第1ブロックから永野輝雄 推進委員、第2ブロックから木村紀男 推進委員、第3ブロックから伊藤清和 推進委員、第4ブロックから森谷繁美 推進委員が出席しております。 また、本日の傍聴人はございません。 議長選出につきましては、山形市農業委員会総会会議規則第5条の規定により、会長が議長となります。 それでは、議長より開会の宣告及び挨拶をお願いします。
議 長	開会及びあいさつ
議 長	それでは、これより議事を進めます。 はじめに、議事録署名委員の選出、並びに書記の任命についてお諮りします。慣例により、議長より指名させていただくことでご異議ございませんでしょうか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認め、議事録署名委員については、12番・推名俊明 委員、17番・鍮水豊 委員にお願いし、書記に松本係長 を任命します。
議 長	それでは、議事に入ります。 議 第7号 農地法第3条の規定による許可申請について、を上程します。事務局の説明を求めます。
事 務 局	議案書は1ページ、議第7号 農地法第3条の規定による許可申請について をお願いします。 案件は11件となります。農地の所在、借受人・譲受人、貸出・譲渡人、申請事由等については、記載のとおりです。 2ページをご覧ください。 25号は、楯山地区風間の現況 樹園地 330㎡について、隣接地を買受け、ぶどうを栽培予定です。

議 長 阿 部 委 員	26 号は、南山形地区谷柏元下谷柏の田 計 871 m²について、隣接地を買受け、水稻栽培を行う予定です。 27 号は、南山形地区谷柏元下谷柏の現況 畑 323 m²について、隣接地を買受け、そば栽培を行う予定です。 28 号は、金井地区志戸田の現況 畑 218 m²について、隣接地を買受け、なすを栽培予定です。 29 号は、楯山地区青野の畑 314 m²について、所有権移転による新規就農です。阿部委員から調査を行っていただいております。 30 号は、滝山地区八森の現況 畑 計 1,425 m²について、無償受贈での所有権移転です。金子委員から調査を行っていただいております。 31 号は、楯山地区十文字の畑 396 m²について、所有権移転による経営拡張で、蔬菜栽培の予定です。 32 号は、山寺地区山寺の現況 樹園地 計 3,158 m²について、使用貸借権設定による新規就農です。金子委員から調査を行っていただいております。 33 号は、楯山地区上柳の現況 畑 656 m²について、使用貸借権設定による新規就農です。金子委員から調査を行っていただいております。 34 号は、本沢地区東二位田の現況 樹園地 2,038 m²について、賃借権設定による経営拡張です。阿部委員から調査を行っていただいております。 35 号は、蔵王地区蔵王山田の現況 樹園地 2,397 m²について、親子間での使用貸借権の設定による経営拡張です。先ほどの 34 号と同一借受け人の案件ですので、あわせて阿部委員から調査を行っていただいております。 以上 11 件につきまして、ご審議の程よろしくお願いいたします。 それでは、調査委員の報告をお願いします。 29 号について 7 番 阿部委員から報告をお願いします。 7 番 阿部です。29 号につきましては、議案書記載のとおりです。権利の種類は新規就農・所有権移転であります。譲受人は [REDACTED] です。現在は父と 2 人で農業に従事しております。譲渡人は同じ [REDACTED] お住いの譲受人の父親の兄で、甥と伯父の関係にあります。今回は伯父が高齢になり、営農を続けることが難しくなったため、申請地の隣に住んでいる譲受人が 314 m²ほどの農地を引き継ぎ、父と一緒になす、きゅうり、ジャガイモなど自家用の野菜を栽培するそうです。譲受人は 10 年程前から申請地で父と伯父に教わりながら野
---------------------------	---

議長	菜を栽培してきたそうで、所有している耕運機、草刈り機、電動噴霧機などは自宅敷地内に保管しているということでした。なお、売買価格は[]となっております。以上、調査の結果、許可相当と判断しました。
金子委員	次に 30 号について、2 番 金子委員から報告をお願いします。 2 番 金子です。30 号についてご報告いたします。申請地につきましては、議案書記載のとおりです。権利の種類は、所有権の移転で無償受贈です。申請地が窪地にあり管理できずにいるため、申請地近くの[]を営む譲渡人から、相談を受けた譲受人が[]ことから、地域を何とかしたいと考え、今回の申請に至ったそうです。使用目的は地元の建設業者に依頼し盛土による農地改良後、獣害の少ないそばを栽培するということです。 農業機械は軽トラック、管理機 1 台を所有しており、トラクター、田植え機、コンバインをリースで保有しております。譲受人の親が農業をしていたそうですが、譲受人は[]をしていたことから、地元の認定農業者から指導を受けながら世帯員の妻と営農にあたり、[]の子からも手伝ってもらい耕作するそうです。 以上、調査の結果、許可相当と判断した次第です。
議長	続いて、32 号について、2 番 金子委員から報告をお願いします。 2 番 金子です。続いて、32 号についてご報告いたします。申請地、借人、貸人につきましては、議案書記載のとおりです。権利の種類は、使用貸借権の設定です。 借人は今回の申請地で貸人である妻の父に教わりながら、さくらんぼの作業を手伝っているそうですが、貸人の体調が思わしくないことから、借人が樹園地を引き継ぐことになったということです。 農業機械は軽トラック、スピードスプレーヤ、草刈り機各 1 台を貸人からのリースで保有しております。許可を受けた後も、引き続き貸人の指導を受けながら、さくらんぼ栽培をしていく予定で、収穫物については[]と[]に出荷するそうです。また、認定新規就農者の認定申請予定であるということでした。 以上、調査の結果、許可相当と判断した次第です。
議長	続いて、33 号について、2 番 金子委員から報告をお願いします。 2 番 金子です。33 号についてご報告いたします。申請地、借人、貸人につきましては、議案書記載のとおりです。権利の種類は、賃借権の設定で新規就農です。 借人は、妻の実家の[]で水稻栽培や野菜ハウスで 7 年程農作業アルバイトの経験があることから、現在の居住地である山形市内で農業を始めたいと考えたそうです。3 条許可を受けて新規就農する

		ため、前農業委員からビニールハウスのある農地を紹介してもらったもので、今後は、酒田市の農家から指導を受け、妻と二人で、きゅうり、小松菜、ほうれん草などを栽培し、飲食店に販売する計画ということです。農業機械については、刈払機、管理機、播種機、電動噴霧機各1台、ポンプ2台を自己資金で導入予定です。 以上、調査の結果、許可相当と判断した次第です。
議 長		次に、34号、35号について7番阿部委員から報告願います。
阿 部 委 員		7番阿部です。34号の申請地、借人、貸人につきましては、議案書記載のとおりです。権利の種類は賃借権の設定であります。 借人は前回4月の総会で本沢地区の農地の賃貸借の許可を得て就農した方ですが、今回は自身で本沢地区の農地を探して許可申請の運びとなったそうです。申請地は荒廃した樹園地にぶどう棚があることから、これを利用してシャインマスカットを新たに植えるそうです。 農機具は軽バン、管理機、草刈り機、電動噴霧機各1台を所有しています。賃借料は[REDACTED]ですが、ぶどうが収穫できるようになってから賃料の支払いを始める約束だそうです。 続いて、35号の、借人、貸人につきましては、議案書記載のとおりです。権利の種類は使用貸借権の設定であります。借人は34号と同じ方です。貸人と借人は親子で、借人が父から農地を借りて新たに桃30本を新植し栽培を始めるものです。しっかり農業に励んでいただくよう伝えました。 以上、2件について調査の結果、許可相当と判断した次第です。
議 長		ただいまの説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。 質問等の際は、議席番号と名前を述べて、発言をお願いします。 (質問・意見なし)
議 長		無いようですのでお諮りします。 議 第7号について、許可することに異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長		全員異議なしと認め、議第7号農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに決します。
議 長		次に進みます。 議 第8号 農地法第5条の規定による許可申請について、上程します。事務局の説明を求めます。
事 務 局		議案書は4ページ、議 第8号 農地法第5条の規定による許可申請についてをお願いします。案件は5ページから6ページの8件です。 また、位置図等は7ページからになります。

議 長 阿 部 委 員	7 ページをご覧ください。20 号は樫沢コミュニティセンターの西、約 350m に位置する、樫沢地区天神台の 現況 畑 213 m²で、1 種農地相当と判断しております。隣接地で自動車販売、整備を営む法人が、事業敷地を拡張して販売用展示車両等の駐車場を設置するものです。 8 ページをご覧ください。21 号は市立宮浦小学校の北、約 350m に位置する樫沢地区上樫沢の 田 3 筆 計 1,764 m²です。 転用目的は、特定建築条件付き売買予定地での宅地分譲です。 阿部委員から調査を行っていただいております。 9 ページをご覧ください。22 号は市立楯山小学校の北、約 700m に位置する楯山地区十文字の畑 1,074 m²です。転用目的は、事業所隣接地への資材置場及び駐車場の設置です。 金子委員から調査を行っていただいております。 10 ページをご覧ください。23 号は東沢コミュニティセンターの南西、約 300m に位置する東沢地区妙見寺の畑 344 m²で、2 種農地相当と判断しております。転用目的は、一般住宅の建築です。 11 ページをご覧ください。24 号は市立第四中学校の北西 約 250m に位置する千歳地区泉町の 現況 畑 222 m²で、3 種農地相当と判断しております。転用目的は、一般住宅の建築です。 12 ページをご覧ください。25 号は、市立蔵王第一中学校の北、約 200m に位置する蔵王地区蔵王成沢の現況畑 317 m²で、1 種農地相当と判断しております。転用目的は、保育園の敷地拡張による職員駐車場の設置です。 13 ページをご覧ください。26 号は市立楯山小学校の南西、約 500 m に位置する楯山地区青柳の田 79 m²で、2 種農地相当と判断しております。転用目的は、隣接する宅地と合わせて、住宅敷地拡張による駐車場の設置です。 14 ページをご覧ください。27 号は市立東沢小学校の南東、約 1,400 m に位置する東沢地区滑川の田及び畑 2 筆 計 464 m²で、2 種農地相当と判断しております。転用目的は、高速道路の耐震補強工事に伴う作業員の休憩所及び駐車場の設置で、一時転用となっております。 このたびは工事実施用地内で用地を確保することが困難であるため、申請地を一時的に転用し利用するものです。 以上の 8 件につきまして、ご審議の程よろしくお願いいたします。 それでは、調査委員の報告をお願いします。 21 号について、7 番 阿部委員から報告をお願いします。 7 番 阿部です。21 号についてご報告いたします。申請人、申請地は議案書に記載のとおりです。申請地 1,764 m²を宅地分譲する案件です。
---------------------------	--

	申請人は山形市で不動産業を営む法人ですが、申請地は近隣の教育施設、市街地へのアクセスもよいため、利便性の高い住環境を提供できると考え計画地として選定したとのことでした。この度所有者からの承諾を得られたため、申請に至ったとのことでした。申請地は10 ha以上の一団の農地の区域内にある農地であることから、1種農地相当と判断されますが、他に代替地もないことからやむを得ないものと判断しました。 申請地は山形市宮浦小学校から北へ約350mの場所に位置します。汚水・生活雑排水は公共下水道、雨水は地下浸透です。開発許可は、見込みあり、市道路維持課とも協議済みであります。 なお、土地取得費は [REDACTED] で、1㎡あたり [REDACTED]、坪当たりで [REDACTED] です。土地造成費は [REDACTED]、建築費は [REDACTED] のことでした。 以上、調査の結果、許可相当と判断した次第です。
議長 金子委員	続いて、22号について2番 金子委員から報告をお願いします。 2番 金子です。22号についてご報告いたします。申請人、申請土地については議案書記載のとおりです。申請理由ですが、申請人は山形市で塗装事業等を営んでおりますが、隣接する工場敷地に資材置場やトラックの駐車場を確保している状況です。以前より海外への輸出製品が急増しており、製品も大型なものが多いということです。現場は、トラック駐車場や資材保管場所が手狭な状態でして、効率良く作業できない状況のため、会社に隣接し、幹線道路に近く利便性が高い今回の申請地に敷地を拡張して資材置場と駐車場を整備したいということで申請に至ったそうです。 申請地は楯山小学校から北へ約700mに位置する農地で、土地改良事業施工地ですが、市街化区域に近接する小集団の農地であることから2種農地と判断されます。 被害防除対策につきましては、汚水や生活雑排水なし、雨水は地下浸透です。土地取得費は [REDACTED]、土地造成費は [REDACTED] で、最上川中流土地改良区からの意見書が出されていることを確認しました。以上、調査の結果、許可相当と判断した次第です。
議長	ただいまの説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。 (質問・意見なし)
議長	無いようですのでお諮りします。議 第8号について、許可することに異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	全員異議なしと認め、議 第8号 農地法第5条の規定による許可申請について、許可することに決めます。

議 長	次に進みます。議 第 9 号 山形農業経営基盤強化促進基本構想の変更について、を上程します。それでは事務局の説明を求めます。
事 務 局	別冊議案書、議 第 9 号 山形農業経営基盤強化促進基本構想の変更について お願いします。 このたび、山形市より、山形市農業経営基盤強化促進基本構想の変更にあたって、変更案に対して意見を求められております。 あわせて、資料 1 新旧対照表及び 資料 2 基本構想の変更案を配付させていただきますので、農政課の担当者より出席いただいておりますので、農政課より説明していただきたいと思いますがよろしいでしょうか。
議 長	農政課の説明を許可します。
農政課担当者	(資料 1 新旧対照表・資料 2 変更案を用いて変更点を説明)
議 長	ただいまの説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。
丸 子 委 員	改正後の記載に「農産物を安定的に生産し、本市農業を持続的に発展させていくためには、従来の担い手に加え、小規模農家、兼業農家、移住者・Ｕターン者」とあるが、移住者の定義はあるのか。
農政課担当者	山形市以外からの移住者のことです。
議 長	ほかにありませんか。 無いようですのでお諮りします。議 第 9 号について、適当であると意見を決定することに異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	全員異議なしと認め、議 第 9 号 山形農業経営基盤強化促進基本構想の変更について、適当であると意見を決定し、市長あて回答することに決します。
議 長	これで議事を終了します。 次に、報告事項について、事務局から報告願います。
事 務 局	皆様には事前に議案書を送付しておりますので、報告事項については、案件名とその件数を読み上げさせていただきます。 議案書 15 ページをお願いします。 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について、内容は 16 ページから 25 ページまでの 26 件です。 26 ページをお願いします。 農地法第 4 条届出書の受理について、内容は 27 ページの 4 件です。

		28 ページをお願いします。 農地法第 5 条届出書の受理について、内容は 29 ページの 5 件です。 30 ページをお願いします。 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について、内容は 31 ページの 2 件です。 32 ページをお願いします。 農地改良届出書の受理について、内容は 33 ページの 1 件です。 34 ページをお願いします。 農地改良完了報告書の受理について、内容は 35 ページの 2 件です。 36 ページをお願いします。 農地法第 5 条の規定による許可について、内容は 37 ページから 38 ページまでの 6 件です。 報告事項は以上でございます。
議	長	次に連絡事項に入ります。事務局よりお願いします。
事	務	次回の定例総会は、令和 5 年 9 月 13 日 水曜日の予定です。 委員調査について、調査日は、9 月 11 日 月曜日の予定です。 なお、今後の調査委員について、改選により、新たに委員となられた方がいらっしゃいますので、まずは新任委員の方を除く委員の方で議席番号順に一巡させていただき、その後は新任の委員の方も加え、新任同士とならないよう調整をかけながら担当していただくことに、先日の運営委員会でも了承していただきましたが、いかがでしょうか。
議	長	先日の運営委員会でも、いま説明のあった方法でという考えとなりましたが、皆さんいかがでしょうか。 (異議なしの声あり。)
議	長	それでは、委員調査の担当については、新任委員を除き一巡し、その後、新任委員も加えて担当することとします。 それでは、改めて次回の委員の連絡をお願いします。
事	務	次回の委員調査については、1 番 長澤委員、7 番 井上委員 をお願いすることとなりますのでよろしくお願いします。
議	長	次に、7 のその他について事務局よりお願いします。
事	務	(1) 中間管理機構の手数料について、資料に基づき情報提供
議	長	他にありませんか。 何もなければ、これで第 2 回総会を終了します。ご苦労様でした。

	(閉会 午前 10 時 42 分)
--	-------------------

以上、議事の内容を記録し相違ないことを認め署名します。

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員